

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：防災費 目：消防指導費

事業名 岐阜県消防協会補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 消防課 消防係 電話番号：058-272-1111 (内 2471)

E-mail：c11193@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 9,000 千円 (前年度予算額：9,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	9,000	0	0	0	0	0	0	0	9,000
要求額	9,000	0	0	0	0	0	0	0	9,000
決定額	9,000	0	0	0	0	0	0	0	9,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

(一財)岐阜県消防協会では、県民の安全を確保するため、消防職団員の資質の向上や相互の連携強化、消防一般にわたる知識、理解の向上等のため各種事業を積極的に実施している。県として協会の事業を支援することにより、地域防災力の維持・向上を図る。

(2) 事業内容

県が支援する主な補助対象事業

- ・ 消防団員の人材育成 (県消防操法大会の開催 等)
- ・ 消防一般にわたる知識、理解の向上等 (火災予防週間等における普及啓発活動等)
- ・ 弔慰救済 (殉職者慰霊祭に要する経費等)
- ・ 功労偉績の表彰 (県消防定例表彰式開催事業等)

(3) 県負担・補助率の考え方

消防思想の普及宣伝は、消防組織法第29条により県の所掌事務とされ

ている。併せて県下の消防力の向上、特に昼間消防力強化を促進するため、消防団員の確保に努めているところである。

(一財)岐阜県消防協会は、県下の44消防団と20消防本部の消防職団員で構成された組織であり、県下消防力の維持・向上を図るためその事業が円滑に実施されるよう支援する必要がある。

(4) 類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	9,000	消防協会が実施する事業に対する補助 ・消防団員の人材育成(県消防操法大会の開催等) ・消防一般にわたる知識、理解等(火災予防週間等における普及啓発活動等) ・弔慰救済(殉職者慰霊祭に要する経費等) ・功労偉績の表彰(県消防定例表彰式開催事業等)
合計	9,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

一般財団法人岐阜県消防協会定款第3条にて「消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、もつて社会の厄災を防止し、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。」としており、この目的達成のため事業を実施できる唯一の組織である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	岐阜県消防協会補助金
補助事業者（団体）	<p>一般財団法人岐阜県消防協会 （理由）</p> <p>（一財）岐阜県消防協会定款第3条にて「消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図り、もって社会の厄災を防止し、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。」としており、この目的達成のため事業を実施できる唯一の組織である。</p>
補助事業の概要	<p>（目的）</p> <p>消防団員を主な会員とする岐阜県消防協会に対し、消防思想の普及・徹底、消防職団員の士気高揚と消防技術の普及向上を図るため、岐阜県消防協会の行う各種事業に対して補助をする。</p> <p>（内容）</p> <p>消防協会の行う次の事業に対して補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防思想の普及及び啓発事業 2 殉職消防職団員の慰霊祭事業 3 「消防感謝祭」消防操法大会開催事業 4 「消防感謝祭」消防定例表彰式開催事業 5 消防人材育成支援等事業
補助率・補助単価等	<p>定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）</p> <p>9,000千円</p> <p>（理由）</p> <p>協会の育成発展に影響を及ぼし、協会の目的（消防意識の普及徹底、消防職団員の士気高揚・消防技術の向上など）を達成するために、継続的な補助が必要である。</p>
補助効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防思想の普及啓発 2 消防団員及びその遺族に対する弔慰・救済 3 消防団員に対する消防操法の普及と技術の向上 4 消防功労・偉績表彰による団員士気の高揚 5 消防団の人材育成と地域防災力の強化
終期の設定	<p>終期 令和5年度 （理由）</p> <p>指標（充足率100%）を達成するために、相当の期間を要する。</p>

(事業目標)

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか

地域住民の安心安全のため、消防活動への県民の関心を高めるための事業や消防職団員の士気高揚のための事業に取り組み、地域防災活動を担うことができる人材として消防職団員の育成・強化を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (S44年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
①消防団員の充足率	99.9%	-	100% (最終目標)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	9,000千円	9,000千円	9,000千円	(予算額) 9,000千円	(要求額) 9,000千円
指標①目標					100%
指標①実績	95.0%	93.8%	92.9%	(速報値) 91.0%	(推計値)

(前年度の成果)

- (1) 消防操法大会の開催や消防団員人材育成支援事業を実施し、消防団員の技術及び資質の向上を図った。
- (2) 慰霊祭や定例表彰式を開催し、弔慰救済と功労偉績の表彰を行った。
- (3) 福利厚生に関する事業を実施し、福利の向上を図った。
- (4) 啓発宣伝事業や消防団活性化事業を実施し、消防に対する住民の理解向上を図った。

上記の取組みを県施策と連携を図りながら実施したが、指標を達成できていない。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

災害の大規模化・複雑化により、消防団の重要性は増す一方で、少子高齢化やサラリーマン化の進展、ライフスタイルの変化などの社会情勢から、消防団員を確保することは全国的にも困難な状況が続いている。

消防団員の確保を図るには総合的な取組みの推進が不可欠であり、当該補助事業も引続き実施していく必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	東日本大震災以降、消防の重要性に対する認識が高まっており、また平成25年12月に制定された「消防団等充実強化法」において、「消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と位置づけられ、地域防災力の一層の強化が求められている。岐阜県消防協会は、消防思想を普及徹底し、消防諸施設の改善と消防活動の強化を図ることを目的とし、消防職団員を会員とする唯一の組織であり、当該補助事業の必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	消防団員の条例定数を満たすには至らないものの、平成28年度以降は全国の充足率よりも高い充足率を確保している。また協会が行う各種事業により消防職団員の質の向上も図られていることから、事業成果は得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	消防操法大会等の行事開催に要する費用の低減に努めるなど、事業の効率化が図られている。

(事業の見直し検討)

消防団は地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、地域の状況に的確に対応した消防活動を行う体制・取組みの強化が必要であり、消防職団員を会員とする当該協会が行う事業においても、補助対象となる事業について、必要な見直し（県消防操法大会のあり方の検討、各種事業の統廃合等）を行うよう、指導・助言を行っていく。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続 ・削減・統合・廃止 (理由) 他に類似の団体はない。 消防職団員によって構成される協会への補助の廃止は、当協会の健全な財政に影響を及ぼし当協会の当初の目的（消防意識の普及徹底、消防職団員の士気高揚や技術の向上）を達成できなくなる。
